

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
担当理事 宮城 政剛

日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。

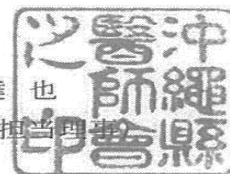
沖縄県医師会経由で「新型コロナウイルス感染症の保険診療による行政検査の希望調査」が届きましたので下段にてご報告致します。

「同行政検査を希望の施設」は、下段にて申し込み下さいますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） Tel 098-868-7579

沖医発第 435号F
令和 2年 6月18日

地区医師会感染症・予防接種担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里 達也
(感染症・予防接種担当理事)

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の保険診療による行政検査の希望調査について

沖縄県保健医療部より、標記の文書が届いておりますので、ご連絡致します。

本件は、PCR検査の検体として新たに唾液が追加され、唾液のみからPCR検査を行う場合の行政検査を実施する要件が緩和されたため、行政検査の実施を希望する医療機関の調査について協力を依頼する旨の内容となっております。

保険適用の行政検査を実施するためには、県との契約や検査毎にWEBシステムへの報告等が求められております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴管下会員施設への希望調査につきご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ※1. 検査毎にWEBシステムでの報告が必須です。（4頁以降をご参照下さい）
- ※2. 5頁の厚労省の説明会参加は必須ではありませんが、ご参照下さい。
- ※3. 契約については、今後、調整される予定です。

☆ 回答期限：令和2年6月29日（月）必着

Q1. 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の保険診療による行政検査の希望調査について
（メールアドレスは大きめに記載下さい。 検査希望は○印を付して下さい。）

メールアドレス	担当者名	検査実施希望	
		PCR検査 (唾液)	PCR検査 (喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液 以外の検体) 又は抗原検査

医療機関名

FAX送付先：098-867-3750

令和 2 年 6 月 16 日

医療機関の長 殿

沖縄県地域保健課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の保険診療による行政検査の希望調査について

平素より、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査及び抗原検査につきましては、感染症指定医療機関及び協力医療機関 (帰国者・接触者外来) において保険適用の行政検査として、自己負担分を県が負担して実施しているところです。

一方、PCR 検査の検体として新たに唾液が追加され、唾液のみから PCR 検査を行う場合の行政検査を実施する要件が緩和されたため、行政検査の実施を希望する医療機関が増加することが見込まれますが、保険適用の行政検査を実施するためには、県との契約や検査毎に WEB システムにて報告して頂く必要があります。

つきましては、下記のとおり貴医院に対して新型コロナウイルスの保険診療による行政検査実施に関する希望調査を下記のとおり行いますので、ご回答お願い致します。

記

1. 調査票：新型コロナウイルス感染症行政検査を希望する場合は、(別添 1) の調査票に必要事項を記入の上、下記まで回答お願いします
2. 送付先：●●地区医師会 (担当：●●)
メール： FAX：
4. 回答期限：令和 2 年 6 月 日 ()
5. 備考：
 - 1) 本件は希望調査であり、別途県又は那覇市との契約が必要です。
 - 2) 検査の依頼時、結果判明時及び陽性の場合は「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)」での入力が必要です。
6. 参考：「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱について (令和 2 年 6 月 2 日付け健感発 0602 第 1 号)」

保険診療によるPCR検査の委託に関する概要

行政検査の委託	保険診療のPCR検査料及び微生物学的検査判断料、抗原検査料及び免疫学的検査判断料に係る自己負担分を公費負担		
検体	唾液	鼻咽頭、喀痰など	
検査法	PCR法	PCR法、抗原検出キット	
患者の症状等	発症9日以内の有症状者	無症状でも医師が必要と認める場合は検査可能	
感染管理	(ア) 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の患者と接触しないよう可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室が分けられていることが望ましい）。 (イ) 必要な検査体制が確保されている (ウ) 医療従事者の十分な感染管理対策がなされている。 ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること		
契約について	県（那覇市）との契約または権限の委任（医師会を予定）	を受けた代理人への委任状提出	
検査の実施・結果などの報告	「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」にて報告		
検体提出先	SRL、BML等の検査センター		

医療機関関係者の皆さまへ

令和2年5月29日より、 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援シ ステム（HER-SYS）の利用が始まります（※）。

※準備が整った地域から、利用が開始されます。詳しくは最寄りの保健所・都道府県等にお問い合わせ下さい。

●HER-SYS（ハーシス）とは？

- ✓ **新型コロナウイルス感染者等の情報を電子的に入力、一元的に管理し医療機関・保健所・都道府県等の関係者間で共有するシステム**です。
- ✓ 患者数の増加や居所の多様化、広域調整にも備えたシステムです。
セキュアな環境の下、インターネットを経由して情報をクラウド上に蓄積します。

●医療機関の事務が変わります。

- ✓ **発生届の提出がオンラインで可能**となります！
- ✓ **入院患者の状況報告、行政検査実施数の報告がオンラインで可能**となります！

●次の医療機関でご利用いただけます。

- ✓ **新型コロナウイルス感染症患者の入院の受入れやPCR等検査を行う医療機関**
(指定感染症医療機関、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター等)
- ✓ **ご利用を希望される医療機関は、所在地を管轄する保健所にお問い合わせ下さい。**

※ 都道府県等から行政検査の委託を受ける場合には、HER-SYSにより検査結果等の報告を行っていただく必要があります。

※ ご利用に当たって、インターネット環境が必要です。

※ システム利用料はかかりません。

**より効果的・効率的な新型コロナウイルス感染症
対策の実施のため、積極的なHER-SYS利用に
御協力をお願いいたします。**

●入力項目・閲覧可能な情報

- ✓ 発生届の内容に加えて、次の項目について入力・閲覧が可能です。
 - ・ 入院情報…入退院日、入院医療機関名・医師名、症状・重症度、所見、ICU・人工呼吸器・ECMO使用状況、転帰
 - ・ 検査・診断情報…問診関連情報、基礎疾患の有無、特記事項、検査記録

●個人情報保護・セキュリティ対策

- ✓ HER-SYSによる情報の収集・管理は、法令（※）に基づき実施されます。国及び自治体で業務に必要な限度において利用します。
- ✓ システムやネットワーク環境に関して、データの暗号化を含めた適切な措置を講じております。
- ✓ 利用に際しては、ユーザーID・パスワードに加えてワンタイムパスワードを発行し2要素の認証を行います。
- ✓ 医療機関の皆様におかれても、添付の「情報セキュリティガイド」も参照いただき、適切な取扱いをお願いします。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に基づく発生届、第15条に基づく積極的疫学調査、第19・20条に基づく入院勧告等

●説明会の開催

- ✓ 厚生労働省において、随時、**HER-SYSの利用に関する説明会（医療機関関係者向け・Web開催）**を実施します。
- ✓ 詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

（お問い合わせ先）

◆ HER-SYSのご利用について（利用希望等）

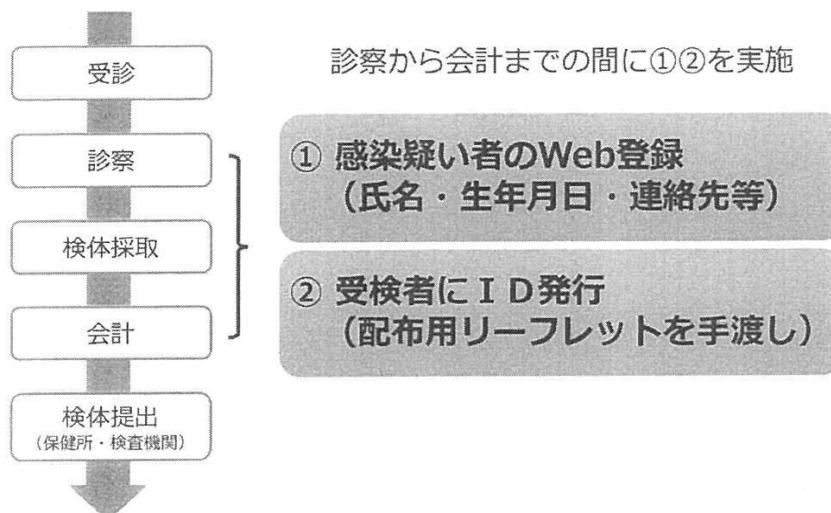
医療機関の所在地を管轄する保健所にお問い合わせ下さい。

◆ HER-SYSの仕組み、説明会等について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 対策班
03-5253-1111（内線8082/8083）

検体採取実施医療機関でのHER-SYS入力

1. 診察時に行うこと



検体採取実施医療機関でのHER-SYS入力

2. 検査結果判明後に行うこと

